

22-06-29

マイナポイント第2弾「健康保険証としての利用申込み＋公金受取口座の登録」の申込み受付開始

名古屋鉄道は、総務省が新たに実施するマイナポイント第2弾「健康保険証としての利用申込み＋公金受取口座の登録」の施策に決済事業者として参画します。すでに開始しているマイナンバーカードを新規に取得した方への最大5,000円相当のポイント付与に加えて、健康保険証としての利用申込みおよび公金受取口座の登録をした利用者へのマイナポイント付与についても、6月30日(木)より申込みが開始されます。詳細は下記の通りです。

記

1. 概要

《6月30日から》

施策2 マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み (7,500ポイント)

施策3 公金受取口座の登録 (7,500ポイント)

※マイナンバーカードとマイスター会員へ登録済のmanacaとの紐づけで申込みできます。

《申込み受付中》

施策1 マイナンバーカードの取得及び20,000円以上のチャージ (最大5,000ポイント)

※マイナポイント第1弾に申込まれていない方が対象です。

※マイナポイントの申込みを行った日から2023年2月28日までのチャージが対象です。

※マイスターポイントによるポイントチャージ、ガソリンスタンドでのチャージは無効です。

2. 申込方法

大まかな流れは以下の通りです。

- ① ㈱エムアイシー発行の記名式manacaを準備して、マイスター会員登録
- ② マイナンバーカードを取得
- ③ マイナポイントアプリ、またはマイナポイント手続スポット(※)から申込み

※マイナポイント手続スポット:https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/

詳しい方法は、当社の専用サイトおよびマイナポイント事業ホームページをご確認ください。

当社専用サイト:https://mustar.meitetsu.co.jp/mynapoint_2/

マイナポイント事業ホームページ:<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

3. 申込み期間

6月30日(木)から2023年2月28日(火)まで

※9月30日(金)までにマイナンバーカードの申請が必要です。

4. ミュースターポイント付与時期

施策 2 : 申込みをした月の翌月下旬

施策 3 : 申込みの上、口座登録が完了した月の翌月下旬

施策 1 : 累計チャージ額が 20,000 円に達した月の翌月下旬

※2023 年 2 月 28 日時点で累計チャージ額が 20,000 円未満の場合、翌月下旬に

累計チャージ額の 25%相当分のミュージスターポイントを付与します。

但し、マイナポイント事業が延長した場合はこの限りではありません。

5. お問い合わせ先

名鉄お客さまセンター TEL:052 - 582 - 5151 (平日 8:00~19:00、土日祝(年末年始含む) 8:00~18:00)

6. 参考 「マイナポイント事業」について

総務省が実施する「マイナンバーカード」の普及とキャッシュレス決済の利用促進を目的とした事業です。詳しくは、マイナポイント事業ホームページをご参照ください。

マイナポイント事業ホームページ:<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

以上